

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ホンジュラス	国道一号线橋梁 ^{きょうりょう} 架け替え計画 (詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	国道一号线橋梁 ^{きょうりょう} 架け替え計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	62,000 千円 2021.3.31 まで	2021.2.23 テグシガルバで (同日)	日本側 福田紀夫在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 リサントロ・ロサレス・パネガス 外務・国際協力大臣	2021.4.16 142号
ホンジュラス	ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000 千円 *****	2021.2.23 テグシガルバで (同日)	日本側 福田紀夫在ホンジュラス大使 ホンジュラス側 リサントロ・ロサレス・パネガス 外務・国際協力大臣	2021.4.16 143号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。